

○クリーニング所の届出に係る留意事項について

(平成 24 年 11 月 5 日)

(健衛発 1105 第 1 号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省
健康局生活衛生課長通知)

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に対する関係部局間の連携について」(平成 22 年 10 月 5 日健衛発 1005 第 1 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において建築指導部局等との連携に努めるようお願いしていますが、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を承継するために同法第 5 条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって同法第 5 条の 3 の規定に基づき地位の承継が行われる場合に準じて、事業に切れ目が生じないように同法に基づく手続きが円滑に行われるよう、配慮をお願いします。